



平成20年7月16日

## タクシー事業者に対する行政処分

処分に関する  
問い合わせ先

自動車運送事業安全監理室  
担当 田代、中田  
電話 092-472-2529

行政処分に対する改善報告書の未提出により、平成20年5月14日に監査を実施したところ、点呼の実施義務違反等が判明し、累積違反点数が50点を超過したため、下記のとおり、道路運送法（以下「法」という。）第40条の規定に基づき、事業の停止を16日間行うことの命令書を発出しましたのでお知らせします。

### 記

1. 行政処分又は命令の年月日  
平成20年7月3日
2. 事業者の氏名又は名称及び主たる事務所の位置
  - ・事業者の名称： 有限会社キングタクシー
  - ・主たる事務所の位置： 熊本県熊本市龍田陳内1丁目1-104
3. 当該行政処分に係る営業所の名称及び位置
  - ・営業所の名称： 本社営業所
  - ・営業所の位置： 熊本県熊本市龍田陳内1丁目1-104
4. 行政処分又は命令の内容等
  - (1) 行政処分の内容  
本社営業所の事業停止16日間
  - (2) 処分期間  
平成20年7月16日～平成20年7月31日

## 5. 違反行為及び違反条項

- ① 事業報告書の提出をしていなかった。  
(法第94条第1項)
- ② 点呼の実施が不適切であった。  
(法第27条第1項)(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第1項～第2項)
- ③ 点呼の記録が不適切であった。  
(法第27条第1項)(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第3項)
- ④ 点呼の記録を保存していなかった。  
(法第27条第1項)(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第3項)
- ⑤ 国土交通大臣告示による損害賠償責任保険(共済)が締結されていなかった。  
(法第27条第1項)(旅客自動車運送事業運輸規則第19条の2)
- ⑥ 定期点検整備が未実施であった。  
(法第27条第1項)(旅客自動車運送事業運輸規則第45条第1号(道路運送車両法第48条))

## 6. 当該行政処分により当該営業所に付された違反点数及び管轄区域に係る累積点数(累積点:10日車を1点とし端数は切り上げる)

この行政処分により当該営業所に付された違反点数は19点で、九州運輸局管内における累積違反点数は66点です。



平成20年7月16日

## 一般貨物自動車運送事業者に対する事業停止処分

処分に関する 自動車運送事業安全監理室  
問い合わせ先 担当 佐々木、中田  
電話 092-472-2529

平成19年11月27日、本社営業所の所属運転手が単独による横転事故を引き起こし、当該運転手が死亡したとして、事故報告書の提出があったため監査を実施したところ、自動車検査証の有効期間が満了している事業用自動車を運行していた等の違反が判明したため、下記のとおり、貨物自動車運送事業法（以下「法」という）第33条の規定に基づき、本社営業所の事業停止処分3日間及び輸送施設（事業用自動車）の使用停止を延べ280日間行なうことの命令書を発出しましたのでお知らせします。

### 記

1. 行政処分又は命令の年月日  
平成20年7月7日
2. 事業者の氏名又は名称及び主たる事務所の位置
  - ・事業者の名称 : 株式会社 キョーエイ運輸
  - ・主たる事務所の位置 : 福岡県糟屋郡須恵町大字佐谷1399番地2
3. 当該行政処分又は命令に係る営業所の名称及び位置
  - ・営業所の名称 : 本社営業所
  - ・営業所の位置 : 福岡県大宰府市大字北谷868番地32

#### 4. 行政処分又は命令の内容等

##### (1) 行政処分の内容

当該事業者の本社営業所についての処分日車数が340日車となったため、当該営業所を3日間の事業停止及び処分日車数340日車から事業停止分の日車数（3日×20両＝60日車）を引いた余りの280日車を輸送施設（事業用自動車）の使用停止（93日×2両＋94日×1両）

（注）日車＝停止日数×停止車両数

## (2) 処分期間

事業停止：平成20年7月19日から平成20年7月21日まで（3日間）

使用停止：平成20年7月22日から平成20年10月22日まで（2両）

平成20年7月22日から平成20年10月23日まで（1両）

## 5. 違反行為及び違反条項

- ① 乗務員の健康診断を受診させていなかった。  
（法第17条第1項）（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第5項）
- ② 運転者台帳の記載事項等に不備があった。  
（法第17条第3項）（貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の4）
- ③ 退職運転者の運転者台帳を保存していなかった。  
（法第17条第3項）（貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の4）
- ④ 乗務員に対する指導監督が適切に行われていなかった。  
（法第17条第3項）（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項）
- ⑤ 特定の運転者（高齢運転者）に対する特別な指導が不適切であった。  
（法第17条第3項）（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項）
- ⑥ 特定の運転者（高齢運転者）に適性診断を受診させていなかった。  
（法第17条第3項）（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項）
- ⑦ 定期点検整備が確実に実施されていなかった。  
（法第17条第3項）（貨物自動車運送事業輸送安全規則第13条第1号）  
（道路運送車両法第48条）
- ⑧ 自動車検査証の有効期間が満了している事業用自動車を運行していた。  
（法第17条第3項）（貨物自動車運送事業輸送安全規則第13条本文）  
（道路運送車両法第58条第1項）

## 6. 監査実施の端緒

事故報告規則に基づく重大事故の報告

（運送業務中の交通死亡事故）

## 7. 当該行政処分により当該営業所に付された違反点数及び管轄区域に係る累積点数（累積点：10日車を1点とし端数は切り上げる）

この行政処分により当該営業所に付された違反点数は34点で、九州運輸局管内における累積違反点数は34点です。